

京都大学	博士（地球環境学）	氏名	Sailu Zhang
論文題目	Corporate Climate Change Disclosure and Carbon Performance: The Role of Public Policy in China（企業による気候変動情報開示とカーボン・パフォーマンス:中国における公共政策の役割）		
(論文内容の要旨)			
本論文は、中国企業による気候変動情報開示および温室効果ガス排出削減を主題とし、中国の排出権取引（CN-ETS）への企業の参加が情報開示に与える影響と、情報開示が炭素排出削減に与える影響を実証的に評価したものであり、全5章からなる。 第1章は序論であり、まず企業の気候変動情報開示の背景を確認し、世界全体および中国における情報開示の発展と現状を概観している。次に、先行研究レビューにより、情報開示の外的促進要因の同定と情報開示の炭素排出削減に対する影響の解明とが未開拓の研究課題であることを指摘する。その上で、中国の大企業について、①CN-ETSの試験的实施後に参加企業の情報開示が改善したか、②CN-ETSの情報開示への影響に他の要因も関わっていたか、③情報開示は排出削減を改善したかという3つの問いを設定している。 第2章は、気候変動情報開示に関する先行研究の体系的レビューを行っている。その結果、多くの既存研究が企業の情報開示の内部要因に注目しており、ETSを含む外部要因への着目は限定されていることが明らかとなった。また、複数の外部要因が相まって情報開示にいかなる影響を与えているかに関しても、先行研究は乏しい。さらに、多様な指標を用いた得点方式が多用されてきたが、多くの研究は公共政策を指標に含めてこなかったという限界もある。他方、非財務的情報開示が財務状況に及ぼす影響については分析が進展してきたのに対して、非財務的文脈において気候変動情報開示が炭素排出削減に与える影響を測定した研究はごく僅かであることも浮き彫りとなった。方法論上は、テキスト分析と回帰モデルが広範に用いられてきたが、政策が情報開示に与える影響を精確に評価する定量的手法はなおも未開発だと述べている。最後に、企業行動を説明する制度理論・正統性理論・利害関係者理論を概観した上で、これらの理論は企業の相異なった側面に着目していることから、複数の理論を統合する意義を指摘する。 第3章は、外部要因のなかでもCN-ETSが企業の気候変動情報開示に与える影響を分析している。欧米での公共政策からの影響に関する先行研究は、情報開示の強制が情報開示を強く促進することを確認しており、また中国の研究では、国営企業は政策一般からいっそう大きな影響を受けるとされている。これらの先行研究と異なり、排出権取引という市場基底的な気候ガバナンス手法が、国営企業・非国営企業の双方の情報開示に与える効果を分析する点に、本章の特色がある。CN-ETSの試験的实施地区における上場企業を対象として、差分の差分法（DID）により情報開示への影響を検証している。その結果、CN-ETSが情報開示を改善させており、特に国営企業等の政府からの影響を受けやすい企業ほど、情報開示の改善が顕著であることが明らかとなった。 第4章では、気候変動情報開示が企業の炭素排出削減に与える影響を考察する。その際、CN-ETSという政府主導の気候ガバナンスと、取締役会決定などの企業内の環境ガバナンスの双方を射程に収めている。重度汚染企業のパネルデータを対象とした上で、制度理論と正統性理論を統合しつつ、一般化構造方程式モデリング（GSEM）を用いて、情報開示による排出削減への影響を分析している。その結果、政府の気候ガバナンスと情報開示の相互作用により排出削減が強力に促進されている半面、企業の環境ガバナンスの影響は限定的であることが明らかとなった。 第5章は結論であり、初めに、前章までの主要な研究結果を要約している。次に、国際社会での気候変動情報開示の最新動向とも関連づけつつ、中国の政府・企業等への具体的提言を行う。最後に、中小企業への対象拡大など、今後の研究課題を指摘している。			

(論文審査の結果の要旨)

現下の気候変動の主たる原因者である企業に対して気候変動情報開示を要求する傾向が世界的に顕著となっており、それに伴って学術研究も進展してきた。しかるに、研究の対象国が従来は欧米諸国に偏っており、世界第1位の炭素排出国である中国についてさえ研究の件数は限られてきた。また、政府の直接規制や企業の内的特徴が情報開示に与える影響や、情報開示が企業の財務状況に及ぼす影響に関しては実証研究が蓄積されつつあるのに対して、政府の経済的手法による情報開示への影響や、情報開示から炭素排出削減への影響は相対的に等閑視されてきた。このような研究状況を踏まえて、中国の排出権取引 (CN-ETS) という経済的手法が企業の情報開示に与える影響を解明するとともに、情報開示がCN-ETSと相まって排出削減に及ぼす影響を発見したのが、本論文である。その意義は、次の3点に要約できる。

第1に、個人の環境配慮行動の因果的分析に際して、多くの研究が社会的経済的属性に着目するのと類比的に、企業の気候変動情報開示の分析に当たって、従来の多くの研究は企業内の特性に着目してきた。しかしながら、企業は、公共政策を含む制度的環境に対応しつつ利潤追求を行う組織であるから、政策は情報開示の促進要因として極めて重要である。特に、政府が大企業に対して大きな影響力をもつ中国においては、要因としての政策の重要性はいっそう顕著である。情報開示の強制がもつ影響力については、すでに研究が存在するものの、中国で近年導入されたCN-ETSの影響力の解明は、ほぼ未開拓の課題となってきた。このような研究上の間隙を埋めるべく、本論文は、CN-ETSの情報開示への影響に関して、差分の差分法 (DID) を用い厳密に分析している。ここに、小さからぬ学術的意義がある。

第2に、気候変動を重要な一例とする地球環境問題の緩和に向けて学術的に資することが期待される地球環境学の観点からは、気候変動情報開示が企業の炭素排出削減をどこまで促進するか、また他の諸要因はどのように作用するかなどの問いが特に重要となる。本論文は、情報開示がもつ排出削減の促進効果を、中国の大企業を対象として一般化構造方程式モデリング (GSEM) により厳密に分析している。また、企業行動を説明する制度理論と正統性理論を統合する視座から、CN-ETSという外部的制度と企業の環境ガバナンスという内部的特性が各々いかなる影響を与えるかを測定している。こうした企業行動理論の統合は、排出削減に限らず他種の環境配慮行動を説明する際にも有用性をもちうる。これらの点に、地球環境学上の意義が認められる。

第3に、気候変動情報開示や炭素排出削減を含む企業の環境配慮行動全般について、直接規制に従う規則遵守型と、排出権取引市場に加わるなどの機会利用型を区別することができる。本論文は、情報開示の強制のみならず排出権取引市場の設立という政策手法も、機会利用型行動としての情報開示を促進し、さらに排出権取引と情報開示が相まって排出削減を推進することを明らかにした。このように重要な政策的含意を備えた成果には、特筆すべき社会的意義を認めることができる。

以上により、本論文は博士 (地球環境学) の学位論文として価値あるものと認める。また、2025年2月3日、論文内容とそれに関連した事項について試問を行った結果、合格と認めた。

なお、本論文は、京都大学学位規程第14条第2項に該当するものと判断し、公表に際しては、当該論文の全文に代えてその内容を要約したものとすることを認める。